

ワンタイムパスワードサービス利用追加規定

1. (ワンタイムパスワードサービスについて)

ワンタイムパスワードサービス（以下「本サービス」といいます。）とは、パーソナルダイレクトの利用に際し、ログインパスワードに加えて当金庫所定の方法により生成・表示された都度変化するパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます。）を用いることにより、お客様本人の認証を行うサービスをいいます。

2. (利用資格)

本サービスの利用者は、パーソナルダイレクトを契約のお客様（以下「お客様」といいます。）に限るものとします。

3. (利用申込及び利用開始)

- (1) 本サービスを利用するためには、ワンタイムパスワードを生成・表示する機能アプリケーション（以下「トークン」といいます。）が必要となります。お客様はアプリケーションをパーソナルコンピュータ、スマートフォン（以下「端末」といいます。）にダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。
- (2) 本サービスを利用する端末にアプリケーションをダウンロードし、当金庫のホームページ上のワンタイムパスワード利用開始登録画面に「契約者ID（利用者番号）」、「ログインパスワード」を入力してログインしたうえで、当金庫所定の登録画面に、アプリに表示される「シリアル番号」、「ワンタイムパスワード」及び「確認用パスワード」を入力し、これらが当金庫の保有するシリアル番号、ワンタイムパスワード及び確認用パスワードとそれぞれ一致した場合には、当金庫はお客様からの利用開始の依頼とみなし、本サービスの利用が可能となります。
- (3) 契約の成立
本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます。）は、前項の定めによる当金庫所定のお客様からの手続にもとづき、当金庫が当該手続を適当と判断して承諾した場合に成立し、お客様において本サービスの利用が可能となります。

4. (本サービスの利用)

- (1) 本サービスの利用開始後は、パーソナルダイレクトの利用に際し、当金庫は当金庫所定の取引について契約者ID（利用者番号）及びログインパスワードに加えてワンタイムパスワードによる認証を行います。その場合には、お客様は、契約者ID（利用者番号）、ログインパスワード及びワンタイムパスワードを当金庫所定の方法により正確に伝達するものとします。当金庫が確認し、認識した契約者ID（利用者番号）、ログインパスワード及びワンタイムパスワードが契約時に発行する契約者ID（利用者番号）、お客様が登録しているログインパスワード及び当金庫が保有しているワンタイムパスワードとそれぞれ一致した場合に、当金庫はお客様からの取引の依頼とみなします。
- (2) 前項にかかわらず、契約者ID（利用者番号）、ログインパスワード及びワンタイムパスワードに加えて確認用パスワードが必要となるサービスについては、当金庫は前項の認証の

ほか、当金庫が確認用パスワードを確認し、当金庫が認識した確認用パスワードがそれぞれ一致した場合に、当金庫はお客様からの取引の依頼とみなします。

5. (トークンの有効期限)

- (1) トークンのワンタイムパスワードの利用期限はありません。
- (2) 前項に関わらず、トークンのアプリケーションをインストールした端末につき、譲渡、廃棄等の事由によりお客様が使用しなくなった場合、トークンは使用できなくなるものとします。

この場合、お客様は責任をもって端末からアプリケーションを完全に消去するものとし、あらためてソフトウェアトークンが必要となったときには、新たに第3条の利用開始登録を行うものとします。

6. (トークンの紛失及び盗難)

- (1) お客様は、トークンをインストールした端末を失ったとき若しくは偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき又は他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当金庫所定の方法によって当金庫に届け出るものとします。この届出を受けたときは、当金庫は直ちに本サービスの利用の停止措置を講じます。この変更の届出前に生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の場合、お客様は、再発行の依頼を当金庫所定の方法により行うことができます。当金庫がトークンの再発行の依頼を受け付けた場合、当金庫は、トークンを再発行のうえ、お客様が当金庫に届け出た氏名、住所に宛てて郵送します。
- (3) 第2項によりトークンの再発行を行った場合には、お客様は第3条の利用開始登録を行うものとします。

7. (免責事項等)

- (1) ワンタイムパスワード及びトークンは、お客様自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。ワンタイムパスワード及びトークンの管理について、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、お客様に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。
- (2) ワンタイムパスワード及びトークンにつき偽造、変造、盗用又は不正使用その他のおそれがある場合、お客様は、当金庫に宛てて直ちにワンタイムパスワードの利用中止及びトークンの再発行の依頼をするものとします。ワンタイムパスワード及びトークンにつき偽造、変造、盗用又は不正使用その他の事故があっても、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、お客様に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。
- (3) 当金庫が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当金庫所定の回数以上連続して伝達された場合は、当金庫はお客様に対する本サービスの利用を停止します。お客様が本サービスの利用の再開を依頼する場合には、当金庫に連絡のうえ、所定の手続きを行ってください。
- (4) トークンの不具合等の事由でお取引の取扱いが遅延又は不能となった場合、それにより生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は一切の責任

を負いません。

8. (本サービスの解約等)

- (1) 本サービスにかかる契約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができるものとします。この場合、解約の効力は、本サービスにかかる契約に関してのみ生じるものとします。なお、お客様からの解約の通知は当金庫所定の方法によるものとします。
- (2) お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、お客様に事前に通知することなく本サービスの利用を停止することができるものとします。なお、当該事由が消滅した場合、当金庫は、本サービスの利用停止を解除できます。
- (3) 前2項の解約、利用停止時点で当金庫が既に取引の依頼を受け付けている場合、当金庫は本利用規定及び関係法令に従い、当該取引については、手続を行うものとします。
- (4) パーソナルダイレクトサービスが解約された場合は、本サービスも同時に全て解約されたものとみなします。

9. (譲渡・質入等の禁止等)

お客様は、トークンのアプリケーションを当初インストールした端末でのみ使用するものとし、他人に譲渡、再使用許諾、その他の権利を設定してはならず、また使用させることはできません。

トークンのアプリケーションは、アプリケーションの製作者及び販売元が定める使用条件を遵守のうえ使用するものとします。

10. (規定等の適用)

本契約に定めのない事項については、パーソナルダイレクト利用規定、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる振込規定並びに当座勘定規定（一般当座用）及び当座勘定貸越約定書により取り扱います。

11. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。
なお、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用するものとします。

12. (準拠法令、合意管轄)

- (1) 本契約の準拠法は日本法とします。
- (2) 本契約にもとづく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、札幌地方裁判所又は札幌簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

(2020年5月11日現在)